

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號一第 卷四十二第

行發日一月一年六十正大

租税の目的と實體 教授 法學博士 神戶正雄

再マルクスの社會的意識形態について 教授 法學博士 河上肇

土地の非資本的性質に就て 教授 法學博士 河田嗣郎

徳川時代の農民逃散 教授 經濟學士 黒正巖

經濟學の根柢をなすの公益的精神に就て 助教授 法學士 石川興二

露西亞の産業組合運動 助教授 經濟學士 八木芳之助

フイジオの勞賃論と「純收入」 講師 經濟學士 森耕二郎

日支通商航海條約改正について 教授 法學博士 末廣重雄

國庫預金制度と兌換券發行高との關係 助教授 法學士 沙見三郎

武士階級の窮乏 教授 經濟學博士 本庄榮治郎

家族統計概論 教授 法學博士 財部靜治

海運勞務の提供するに要する原費 教授 經濟學博士 小島昌太郎

琉球と慶長役 教授 法學博士 山本美越乃

徳川時代の農民逃散

黒 正 巖

緒 言

徳川時代の百姓一揆は之を種々の方面から研究して、その時間的變遷及び地理的分布の異同を明かにする事が出来るのであるが、之を抵抗形態の方面から觀察する事も、重要なものゝ一つであると思ふ。固より多數の農民が團結して暴動をなすものゝみを百姓一揆であること定義すれば格別、私は農民が徒黨を組み、非合法的なる手段に依り、武士階級に對して行ふ所の反抗運動を以て凡て百姓一揆とし、その反抗運動の積極的行動たる暴動、強訴は勿論、消極的反抗たる逃散も、將た又農民が徒黨して決議をなし代表者をして越訴をなさしむる場合をも百姓一揆の概念中に包含せしめんとするものである。而て徳川時代の農民騒動といへば、第一の強訴暴動をなすものか、或は農民は村に居残つて代表者をして越訴せしむるものが大多數を占めて居るのであつて、之等はいはゞ積極的抵抗と稱すべきである。然るに農民自身の方によつては到底加へられつ

ある精神的經濟的苦痛又は將に加へられんとする苦痛を積極的に除去することが出来ないから、消極的抵抗によつて苦痛、負擔を脱却せんとする方法がある。この消極的抵抗形態にも色々あつて、農民が如何に働いても、働けば働く程誅求せらるゝから農業に精を出さず、收穫を減じ従て租税の納め高を減少せしめ以て武士を苦しむる方法もある。之は當時農業精勵のお觸が雨下せられて居るに徴しても、百姓が怠業をやつて居た事が察せられる。又勞務を課せられた場合にも仕事場で怠けて武士を困せ、或は非法ではあるが收穫高をごまかしたり、檢見の時に檢見役人の目をかすめたりして武士を經濟的に苦しめた。併し之等は百姓が徒黨をなして企てたとは限らぬから、之を以て一揆と見ることは出来ない。又伊豫の片原騒動の如く租税の輕減を愁訴するも聽されなかつたので、立毛が全然なくなつてしまへば納税を強要せらるゝことはあるまいとて、田疇の立毛に火を放つて焼き拂つた場合がある。之も一種の消極的抵抗と見るべきであらう。併し消極的抵抗の内でも顯著なる大衆運動は逃散である。故に私は本稿に於ては消極的抵抗形態の典型として専ら逃散につきて觀察しようと思ふ。

第一 逃散の意義

逃散は強訴徒黨と共に武士の最も恐れし所にして、従て又嚴格なる制令を以て之を禁止して居

1) 伊豫百姓騒動記録

たのである。百姓が廣き範圍に亘つて大同團結をなすことが困難であり、自己の力によつて武士を強壓する事の不可能なる場合、即ち武士の統制力が百姓の團結力よりも強大にして、一揆を積極的に起すも徒らに多くの犠牲者を出すのみにて目的を貫徹する事が出来ないから、百姓が徒黨を組んで居住地をすて、精神的經濟的苦痛の加へられない地方に逃亡し、以て苦痛から脱却しようとする抵抗形態が逃散である。逃散は一見女性的陰性的であつて、かの積極的抵抗の如く、多數の百姓が蓆旗を押し立て、竹槍、鎌、熊手などの獲物を携へ、法螺を吹きならし、所在を手あたり次第に打ち毀ち武士の心膽を苦からしめ、以て武士を屈服せしめてその目的を貫徹するものに比し、極めて卑怯の如くに思はるゝが、一定の事情の下に於ては、かくの如き消極的抵抗は又止むを得ない所であつた。然かも之が農民としては大なる犠牲を拂ふことなくしてよく武士を強壓し、大抵の場合に成功したのであつて、極めて有力なる抵抗であつたから、農民が屢々この方法によつたのも無理からぬことである。

第二 逃散の性質の變化

右の如く逃散の本來の性質は、百姓が隱密に住地を逃亡し、他郷に安住の地を求めて永久にそこで生活しようとするものであるが、時の經つにつれて次第にその性質が變化して來た。即ち初

期の逃散は極めて少數の農民が一家眷屬を引きつれて夜間などに逃亡したのであるが、後には多數の農民が白晝公然と徒黨をなし、隊伍を組んで他領へ入込み、一種の示威運動を試みるようになった。而て大規模に逃散の行はるゝ場合には往々にして暴動をも行ひ、逃散の途中に於て亂暴を働き掠奪を企てた。かくの如く逃散が一種の示威運動となり間接的積極的抵抗となつた結果として、逃散に參加するものは屈強なる百姓が多くなり、老幼婦女子は村に止り、逃散せる農民は逃げ込める地方の領主に對して自分の領主の稅政をあばき生活苦を訴へて善後策を懇訴する。農民が逃散し來つた土地の領主は當時の儀禮として當該農民の領主に對して掛け合ふを常とした。

例へば天保十二年より十三年に亘る阿波國三好郡山城谷の百姓六百餘人が伊豫今治領に逃散した際には、百姓は「今更歸國すれば重き刑に處せられるから、何卒このまゝ今治領民として留る事を許されん事を希ひ、若し之が叶はねば、この事件に關しては一人も罪人を出さざること、及び十七ヶ條の要求を徳島領主に傳言するよう」歎願したので、今治侯は之を諒として徳島へ傳へた。徳島では百姓の國越は一大事と、表面上には百姓が國境迄出かけたが復た引き返へしたと、し、百姓の要求を入れて解決した。²⁾

初期に行はれた逃散は一軒逃げ二軒逃るといふ風に小規模のものであつたが、併しかくの如き少數者の逃散でも、その數が増加して行けば領内に散田が多くなり、領主に對しても財政上に影

1) 徳島縣三好郡誌五二〇頁以下

響する所が少くなかつたけれども、かゝる少数者の逃散に基く散田は特別の事情なき限り、村全體が連帶責任を以て耕作し、納税しなければならなかつたので、村方では逃散の防止に力めた。併し村方全體が武士階級の壓迫に耐えかねる様になれば、村全體が逃散を企てるようになり、又一二の者が逃散をなすも後に發見された場合には重く罰せられるから、成るべく多數人が徒黨して逃散を爲すようになったのである。

第三 農民逃散の實例

1、初期の逃散

1、羽後の逃散、徳川前半期の逃散の實例として最も注目すべきもの、一は、寛永頃に頻繁に行はれた羽後地方の逃散である。之は一村の者が大舉して逃散を企てたのではなく、二人三人と隨時逃散をなし、村方が著しく疲弊したので、役人をして逃散農民の居所を搜索せしめ、發見者には恩賞を與へ、歸來せる農民には新田などを與へて足留めの策を講じたのである。かゝる少数者の逃散は他の地方に於ても頻繁に行はれたこと、思ふが、遺憾乍ら文献がないので羽後の實例のみに止めておく。³⁾

2、福井縣丹生郡米ヶ浦の例、正保元年五月にこの地方に起つた逃散は甚だ奇抜なものであつ

3) 山形縣館海郡誌參照

て、村には庄屋が一人残つた丈で、村人全部百六人の者が船に乗つて夜の間に何處かへ姿をかくしてしまつたのである。併し之れだけの多人數が家財を以て一所に逃散するのが庄屋に知れない筈はなく、恐らくは庄屋も村民の苦衷を察して、見て見ぬ振りを爲し、逃散せしめたものではないかと思はれる。當時の領主松平氏は、一村擧つて逃散せしむの報を得て百方搜索に力めたが手がかりがなかつた。約一ヶ年を経過して正保二年三月に漸く彼等が新潟地方に移住せる事が發見せられたといふ。折角うまく逃散して居たのだが、國へ連れ歸へられ、頭取等は入牢を仰付けられ、事件は解決した。⁴⁾

□、後期の逃散

1、作州津山藩の逃散⁵⁾、已に述べた様に中期以後の逃散は陰密に行はれずして公然と之を企て一種の示威運動の性質を帯びるようになった。その最も大規模であり、奇抜であり、且つ古きものは延寶元年作州津山藩内勝田郡地方の農民逃散であらう。津山藩に於ては増税の目的を以て、慶長十一年以來檢地丈量を行ひ、税率を六公四民とした。作州は山中の貧困なるが故に、農民の窮乏する事甚しく、農民等は減租を愁訴する事屢々であつた。然るに寛文九年三月に至り、山林課税の目的を以て山地の檢地を行ひ、山林の等級税を設くるに至つた。當局は農民の反對を防止せんが爲めに、公有山野の入會權を認め、肥料草秣採取の法を設け、愁訴の口實を除かんとした

4) 福井縣史第二卷四〇六頁
5) 岡山縣勝田郡誌一九頁

のであるが、農民等は斯くの如き救済策によつては到底その經濟的苦痛を軽減する事が出來ず、依然として減租の運動を企てんとしたのである。併し乍ら慶長の役、津山築城等に多大の失費を要し財政上の窮乏を告げて居た藩は減租を認めなかつた。去りどて當時尙は武士階級の統制力の強大なりし爲め、假令百姓が奮起して一揆を起しても目的の貫徹は覺束なく、座して餓死するよりも擧つて郷閭をすて他郷に安住の地を求むるか、又は平穩なる消極的方法によつて、租政に反抗するの外なしとし、伊勢參宮と稱して多數の百姓が簞笠をつけ家財を背負ふて逃散に出かけたのである。この異様な參宮者の一隊は路傍の人々の注意を惹き、單なる參宮ではなくて逃散なる事が分明し、幕府の知る所となつた。幕府は直ちに津山藩に警告を發した。江戸在府中の藩老各務兵庫は驚いて國に歸り、檢地一步の長廣を六尺五寸とし三百六十歩を以て一反とし、實質上五公五民の制に復すべきを約したので農民等再び歸郷したといふ。領主の租政を天下に訴へんとする方法としては最も面白きものである。

2、肥前唐津の百姓一揆、寛保二年唐津藩に於ては領主が江戸より入部するに際して百姓の出迎への格式問題より百姓が騷擾し、町人よりも格式を下げられたので町人に對して不賣買同盟をなし、所在に騷動をなし、舊制に復せられなければ、他領へ百姓一同は逃散するであらうと宣傳した。隣藩佐賀の鍋島侯は形勢甚だ不穩なるに鑑み、兵を國境に出して逃散農民の侵入を防がう

とした。唐津藩は隣藩をして兵を出さしむるは大なる屈辱であるとし、直ちに農民の主張を入れ一揆は終熄した。即ちこの一揆に於ては必しも逃散をなすのが目的ではなくて、世人の注目を惹き、以て藩の態度を牽制せんとしたものであつて、よく過渡期の逃散の性質を示して居ると思ふ。

3、備後福山藩のの逃散、右によく類似せるものが、天明六年十二月福山領内に起つた大一揆に見はれて居る。この一揆は遠藤圓藏なるものが暴政を布き農民を誅求せしに端を發するものであつて、農民方には遠藤の爲めに排斥せられたる武士も參加して陰に糸をあやつして居たし、又太平組と稱する浪人組が參加した。その戦法は仲々巧妙を極めたもので、武士は全く農民軍の爲めに翻弄せられた。農民は先づ領内に於て猛烈なる戦闘を開始する前に、逃散をなすべき旨を他領に宣傳した。岡山藩の飛地領たる備中高屋郷に建てた建札には次の如く書いてあつた。

一、此度備後福山領の百姓願の筋御座候事につき愁訴仕り候乍恐佛前様より御取次被下度奉願上候、萬一御取次不被下候得者御慈悲の上御領内道すじ無和違御通し可被下候依而如件

午十二月

備後福山總百姓等

備前松平内藏頭様御奉所

之を知つた岡山藩は逃散農民があふれ込んでは大變だから、直ちに國境に出兵し、その他の隣藩も出兵して逃散を防止した。百姓が何故にかくの如き逃散の宣傳をなしたかといふに、天明六

年は西國各地は凶作にして形勢甚だ不穩の時であつて、逃散農民の侵入は一揆傳播の虞があるから、各藩は驚いて必ずや國境に出兵する。即ち福山の百姓は衆人環視の中で一揆を起す事となり、然かも武士側に多分の非違を存するが故に、目的の貫徹上好都合と考へたからであらう。固より一揆終末の頃、實際にも逃散を企てようとしたのであるが、何れにするも、租政を天下に暴露するといふことが逃散の目的であつた事は明かである。

4、四國地方の逃散、以上述べた地方は一般に百姓一揆の頻發した國であるが、併し消極的抵抗たる逃散の行はれたる回数は極めて少いのみならず、その性質が尙ほ本來的の意味を多分に有するものである。然るに逃散が武士に對する抵抗形態として常習的に行はれ、且つ農民が永久に郷土をすて、逃亡せんとするのではなくて主として示威運動の爲めにするものである。四國は大體に於て百姓一揆の頻發した地域であるが、特にそれが伊豫に於て最も著しい。伊豫の百姓一揆につきては已に經濟論叢誌上に於て概説したるが故に、茲に詳説するの必要はないが、その發生密度に於ては恐らく日本第一と稱すべく、天正十五年より明治五年迄に約五十八回の一揆が發生し、その形態、原因等は夫々時代的に推移して居るのであつて、之は徳川時代の封建政治の統制力が如何に興亡盛衰したかを考察する上に大なる暗示を與ふるものである。その内最初に起つた逃散は寛保元年（一七四一年）に松山領久萬山の百姓が大洲へ逃散した事件である。伊豫に於ては

百姓一揆が頻繁に發生したのであるが、大規模な且つ狂暴なるものが少かつたので、武士階級は一般に一揆を月並的に考へて居たようであるが、久萬山百姓が多數逃散を企てた際には、内外にその秕政が暴露するのみならず、如何にして之を鎮定すべきか、全然經驗のなき事として武士は大に周章狼狽したのである。百姓等は主張が容れられなければ歸郷しないと頑張り、藩政府は遂に菅生山の僧侶を派遣して百姓の主張を全部無條件にて認容すべき事を傳へ、歸郷を勸説したので、この一揆は大成功を收めたのである。この逃散以來、伊豫各藩に起つた百姓一揆と云へば、大抵逃散をなすのが常例となり、十回位も行はれて居る。又土佐に於ても慶長八年以來八回の百姓一揆があつたが、天明七年二月の池川一揆、天保十三年七月の名野川一揆は何れも伊豫久万山に逃散し、阿波よりも、土佐伊豫に逃散をなし、又讃岐の百姓も屢々阿波へ逃散を企てた。かくの如く主として中世以後ではあるが、四國に於ては各藩相互の間に逃散が頻繁に行はれたことは一揆研究上大に注目すべき問題である。

四國に於て逃散が一揆の形態として屢々行れんとするの傾向ありし理由に對しては種々の説明が加へられるであらう。その最も重大なる關係を有するものは、各地方の社會的素質による事勿論であるが、就中各藩が相互に反目嫉視して居た事である。固より徳川時代に於ては各藩の間に一種の國際禮讓が行はれ、他藩に迷惑を及ぼし、その面目を失するが如き行動は、武士として常

9) 拙稿伊豫の百姓一揆(經濟論叢第二十三卷五號四六頁)

10) 土佐史料二六一ノ五一、土佐群書類從卷六八

11) 三好郡誌、阿州逸散記

12) 三好郡誌五四一頁

に排斥せられて居たのであるが、四國に於ては、財政上經濟上、更には格式上より、各藩が抗争し互に陰險なる術策を弄して居たようである。特に伊豫は小藩に分裂して反目が最も甚しかつたといふ事である。阿波、伊豫、土佐、讃岐相互間の逃散は必しもかゝる原因に基くものではなく、單に領主の秕政を暴露せんとする趣意にあつたらうが、伊豫各小藩の逃散は全く右に述べた理由から來たものである事は、種々の點より推斷しうる所である。即ち伊豫は八つの小藩に分れ、何れも財政上の窮乏甚しく、且つ政治上の關係よりして、他領に騷擾が發し、農民が來住する事を陰に歡迎し、時には積極的に使喚した場合すらあるようである。例へば吉田藩は宇和島藩の分藩にして三萬石の領土であつたが、財政上比較的裕福な藩であつた。然るに宇和島藩は之が爲めに一時格式を下げられたので、之を回復する必要上檢地を爲して石高の打出をなし、當時已に一揆を起した位であつて、その後も財政常に困難を極め、誅求を重ね非常に多くの一揆を激成せしめた。かくの如き事情なるが故に宇和島藩は吉田藩に不祥事が發生し、之を合併するの機あれかしと希望して居た。かの寛政五年に有名なる吉田藩の紙專賣が端となりて暴動逃散の行はれたる際の如きは、宇和島藩が之を煽動したものらしく、吉田藩の百姓が隊伍をなして宇和島領の國境に入らんとするや、門を開いてその入來を歡迎したといふ事である。之は單に一個の事例にすぎないが、他の場合に於てもかゝる動機が多分に加つて居る事は、發生の過程その他の事情に

關する文献によつて間接に推論しうと思ふ。かくの如き小藩分裂、嫉視反目の結果は、今日と雖も愛媛縣人の排他的精神の強烈なる事に於て現はれては居ないであらうか。

第四 農民逃散發生の事情

農民が苦痛を除去し又は脱却せんが爲めに、積極的抵抗をなさずして逃散といへる消極的抵抗を爲すに至つた事情に就きては種々の理由があるであらう。「逃散は武士階級の統制力が強大にして、農民が積極的に反抗するも、到底その主張を貫徹する事が出来ない。去りてて武士の誅求に盲従すれば座ら餓死するの外はないから他領に逃亡するに至つたのである。従て逃散發生の狀態を見るに徳川の前半期に於て逃散が多く發生せんとしたる傾向がある」と主張する人もある。逃散の意味を初期の逃散と解し、少數者が隱密に逃亡し、そこに安住の地を求めようとする逃散に就きては、右の説は一應首肯せられるであらう。併し乍ら實例に徴しても、又逃散の性質が變化せる點より見るも、必しもかく簡單に斷言は出来ない。徳川中世以後、武士階級の基礎が動搖し、その統制力の弛緩し初めたる頃に、四國地方に於て逃散が頻發するに至つた事情は何を物語るものであらうか。固より結局に於ては農民の團結力に對する武士の統制力の強弱に關係するであらうが、その地理的分布の狀態より察するに、矢張り地方々々の政治的事情、歴史的傳統、氣

質に因由する所が少くないと思ふ。即ち隣藩相互の間に反目嫉視が行はれ、他領の農民騷擾によつて積極的消極的に利益せんとするの思想が武士の間に存する時は、逃散が行はれ易い事は明かである。又地方の人氣が效利的であり、且つ排他的精神が強烈であれば、多數の村々の農民が大同團結をなし、生命を賭としての反抗運動は行はれ難く、一村限り、或は少數村落の農民のみが運動を企てるようになるが、少數者の團結力では到底有力なる積極的抵抗をなし得ないから、逃散をするの外なくなるのである。故に後期の逃散に於ても多數村落が團結して行はれた場合は極めて少く、大抵は一村限りのものである。吉田藩の逃散や、久萬山一揆、阿波一揆の如きは人數に於て比較的多きものであるが、之れとても他の積極的一揆に比すれば甚だ小規模なものの計りである。

尙ほ初期の逃散、例へば羽後地方の逃散、福井の逃散の如きは、藩と藩との反目に基くものではないが、之れ等の地方に於ても土地廣くして人口少く、勞働者招來策に苦心して居た位であるから、別に藩政府に對して反目したのではなくとも、かゝる逃散農民の多數に來る事は大に歡迎し之を優待したものだと思はれる。然らずんば、領主が血眼になつて捜査して居るのに數年間も行方が分らぬ筈はない、逃散農民を迎へた藩は陰に農民を庇護したものであらう。併し後期の逃散は已に述べたように、元來永久に郷土をすて、他領に移住しようといふのが目的ではなく、

間接に領主を攻撃する手段として行はれたのであるから、勞働者招來策として農民の逃散を迎へたのではない。後期の百姓逃散は主として抵抗方法の進歩に基くものである。度々積極的抵抗をなしたるも、徒らに失ふ所多きを以て、從來少數者が行つて居た逃散を團體的に實行するに至つたものと思はる。現に土佐の農民が二度迄も伊豫久萬山に逃散したるが如きは、嘗て久萬山の逃散が大成したる事を傳へ聞き行はれたといふことである。又久萬山一揆以來伊豫に於て頻繁に逃散の起つたのは、何れも逃散を以て最も有力なる抵抗方法であると感得したからである。

第五 農民逃散成功の理由

強訴暴動を企てずして逃散をなした場合には大抵成功し、犠牲者を出す事も少く、抵抗方法として最も有効のものであつた。然らば何故に逃散が有効であり、成功を収めしかに就きては、從來種々の説明がある。その一は財政上よりの説明である。即ち村を擧げて百姓が他領に逃散し、田地が荒廢に歸すれば固より、少數の百姓でもそれが繼續的に逃散すれば、後に残つた百姓はその散田に對して租稅負擔上連帶責任を負ふこととなり、結局全村の疲弊となるが故に、武士の財政收入に影響を及ぼすことは言を俟たない。財政的窮乏を告げて居た武士にとつては、かくの如き租稅收入の減少と雖も忽にする事は出来なかつたであらう。併し乍らたとひ一村二村の百姓が

全部その郷閭を捨て、逃散したにして、格式、面目を誇る武士が無條件で百姓の主張を認容し、戦はずして百姓に屈服するとは思はれない。殊に中期以後の百姓逃散が、著しくその性質を變改して、郷閭を永遠に去つて他領に安住の地を求めんとするものでなくなつた點より見るも、逃散成功の原因が逃散によつて武士が財政的經濟的に屈したるものと一概に論断し去る事は出来ないであらう。若しこの説明を是なりとするも、それは主として初期の逃散につきてのみ妥當するものといふべきである。

逃散が武士を屈服せしめたる有力なる原因は、武士の面目問題といふ寧ろ非經濟的事情に存すると思ふ。つまり農民が他領に逃散しその地に愁訴するに於ては、自己の稅政が曝露せられ、他領の悔りを受くるのみならず、延いては幕府の譴責を受くる事となるが故に、大事に至らしめずして結末をつけようとしたからである。後期の逃散が只自己の領内の稅政を訴へ、武士の非違をあばく事に目的の存したるに徴しても、武士が何を最も恐怖せしかは明かであらう。已に述べた天保十二年阿波三好郡山城谷の百姓が伊豫今治に逃散せし場合に於ても、阿波より派遣せられたる武士は、今治の武士に請ふて、阿波の領民が國越逃散したものでなく、阿波の國境に於て騷擾したにすぎぬといふことにして、逃散農民を受取つて歸還して居るが如きは、逃散が強訴暴動以上に有力のものであつた事を物語つて居る。

餘言

以上は徳川時代に於ける凡べての百姓一揆の事例によつて述べたのではないが、私の蒐集し得たる三百餘の事例の中より逃散に屬すべきものにつきて論じたのである。之によつて見るに、消極的抵抗の形式たる逃散と、積極的抵抗とはその生起の状態が、時間的にも地理的にも異つて居り、更に逃散のみにつきても同一の事が考へられる。即ち積極的抵抗の行はるゝ地方では常にこの形態を以て一揆が行はれんとするの傾向を有し、又その狂暴の程度もそれ〳〵異つて居る。之に反し逃散の發生は、それ〳〵その地方的、時間的事情によつて異り、又その形式も變化し、ある地方では常に逃散が頻發しようとする傾向がある。四國の如きは逃散の最多く行はれた所であると同時に、積極的抵抗の行はれた場合でも、その程度は極めて緩慢なるものにして、作州の諸一揆の如く強硬なるものは極めて少い。かくの如く百姓一揆が夫々時代色、地方色を有することは、社會素質論の方面より説明するの外はないと思ふ。私は百姓一揆生起の状態を仔細に究明するに従ひ、一定他方又は社會が固有する所の社會的素質なるものと百姓一揆とが、極めて密接の關係を有する事を深く悟るに至つた。百姓一揆の發生と社會素質との關係につきては稿を改めて論ずるであらう。(大正十五年十二月四日)